

●香川県告示第322号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所
さぬき市津田町津田字北原2890の4、2890の5、2890の7及び2890の9
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅